

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-408
処分の種類	間接強制等			
根拠法令条例等・条項	砂防法第36条			
処分の概要	砂防法若しくは砂防法に基づく命令による義務を履行しない場合において、履行を強制するため過料を科するもの			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			